

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No.12 (2004年7月)



母の日。日頃お世話になっているご近所のみなさんやご家族をおよびして、『だご汁会』を開きました。庭で行う予定でしたが前日からの雨に見舞われ、急遽、襖をとっぱらい広々としたお部屋をつくりました。ごちそうをいただき高岡医師のお話を聞いたあと、ボランティアのみなさんが踊る日本舞踊にうっとり。最後に、入居者のＹさんもいっしょに踊ってにぎやかにフィナーレとなりました。
(ふれあいの家)



発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npominam@fsinet.or.jp

題字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

NPOみなまた副代表理事 高岡 滋（神経内科リハビリテーション協立クリニック院長）

この6月に、アメリカの医学専門誌のひとつである「Environmental Research」（「環境研究」）という雑誌に私の論文が掲載されました。題名は「Psychophysical Sensory Examination in Individuals with A History of Methylmercury Exposure」で、心理物理学という手法を使用してメチル水銀中毒の患者さんの触覚障害の程度を定量化した世界で初めての研究です。

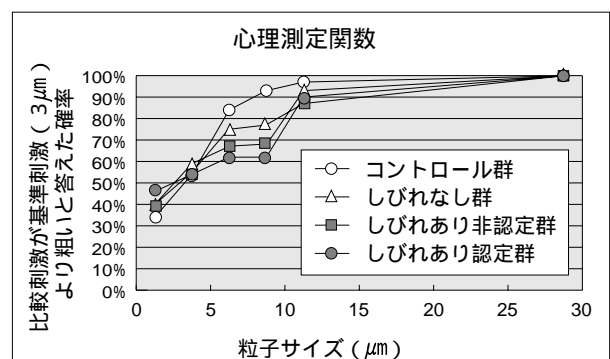
感覚障害は、メチル水銀中毒の主要で広範な症状のひとつです。しかし、国側の立場に立ってきた医師たちは、感覚障害は主観的なものにすぎないと決めつけ、ハンターラッセル症候群のうち感覚障害のみを認める患者さんを水俣病と認めてきませんでした。それどころか、メチル水銀中毒で感覚障害のみを示すことはないという神経学会の公式見解はいまだに変更されておりません。要するに、行政の判定基準のみならず、学問的にも間違った見解がいまだに維持されているのです。

今回の研究では、心理物理学という耳慣れない分野の研究手法を用いました。この心理物理学は、統計学的手法を用いて感覚を定量化する学問で、医学よりも心理学の分野で利用されているものです。この研究では、住友3M製の精密研磨紙で微細粗さ感覚の測定をおこないました。これらの研磨紙は製品加工のために使用されているものですが、それらの表面はミクロン（ μm ）単位の細かい粒子でできています。用いたのは、3 μm の基準刺激用の研磨紙と1 μm 、3 μm 、5 μm 、9 μm 、12 μm 、30 μm の比較刺激のための研磨紙です。被験者には目隠しをしてもらい、基準刺激と6つの比較刺激を組み合わせたものをそれぞれ10回ずつランダムに提示します。これらを被験者の利き手の人差し指でさわってもらい、どちらがより粗いかを合計60回、二肢強制選択法と言う方法で答えてもらい、判別した確率を心理測定関数というグラフにしていきます。その結果から、3 μm を基準刺激とした場合に、何 μm の刺激を判別する能力があるかを計算することができます。この能力を弁別閾値といいます。

今回の被験者は60～70歳代（平均約70歳）の水俣以外の非汚染コントロール地域の人（27名）、水俣協立病院の通院患者さんで、しびれを訴えていない人（17名）としびれを訴えている人（36名、うち13名は認定患者）の3群でした。実際は、先行研究の結果と比較するために、より若い人々のコントロールを調査していますが、ここでは省略します。

結果は、コントロール群の弁別閾値は2.7 μm であったのに対して、水俣でしびれのある患者では6.3 μm で、あきらかに異常を示しました。これは当然のことです。驚くべきことは、手にしびれを自覚していない通院患者さんで4.9 μm という異常値を示したことです。これらの患者さんは他の神経疾患に罹患していませんから、メチル水銀の潜在的な影響と考えられます。

この2004年6月末にスロベニアのリュブリャナで開催された第7回水銀国際会議で、この論文の概要を紹介してきました。このときは、しびれのある患者さんを水俣病認定群（13名）と非認定群（23名）に分けました。そうしたところ、認定群6.2 μm 、非認定群6.4 μm と、両者に差がないことが示されました。このとき発表したグラフを示します。



この研究から言えることをまとめると、以下のようになります。

水俣で水銀暴露の既往があり、手のしびれ感を訴える人々は、認定、非認定にかかわらず、同程度の微細粗さの触覚能力の低下を認める。

水俣で水銀暴露の既往がある人々では、手のしびれ感の自覚がなくとも、微細粗さの触覚能力の低下を認める。

現在、世界各国でメチル水銀による健康被害の研究がなされています。今回のスロベニアでの国際会議では、この方法を臨床研究に加えるように世界の研究者の方々に、提案をしてきました。

論文の必要な方は事務局にお問い合わせ下さい。

孫子に水俣の“自慢の水”を残したい —今私たちのまちに最終処分場建設の計画が—

今、水俣市に計画されている最終処分場について、今年3月の閲覧によってその内容が明らかになり大問題となっている。その概要は、敷地面積95.2ヘクタール。管理型9.5ヘクタール、安定型8.6ヘクタールの二つの処分場に分けられている。この処分場の容積は管理型が203万ト、安定型が196万トで合計容積は400万トと示されている。

この処分場が計画されている場所は、水俣市と御所浦町の水源のすぐ横を流れている湯出川の上流約7km地点にある山の上の台地である。

この処分場ができることによって生ずるであろう被害は、大森地区の湧水の汚染と枯渇であるが、最も心配されることは湯出川の7km下流にある水俣市と御所浦町の水源の汚染である。この水源は湯出川から約20m位の処にあり、この川の伏流水を利用しているからである。

私たちは今は勿論のこと20年、30年、50年、100年先の孫子にまでこの水俣の“自慢の水”を残してやりたい、その一心で反対運動を立ち上げようとしているところである。

下田 保富（湯出産廃処分場建設に反対する会会員）

「水俣の命と水を守る市民の会」を結成 —水俣の産廃処分場計画

水俣市の山間部に計画されている産廃廃棄物最終処分場の建設に反対する「市民の集い」が6月27日、水俣市公民館で開かれ、約350人の市民の方々が参加しました。

安藤毅・九州大学名誉教授（環境水化学）の記念講演もあり、金属の雨水への溶出や処分場の底に敷く遮断シートの耐久性などについて、問題点を専門的立場からお話されました。

参加者からも産廃処分場の建設は水俣病の教訓が生かされていないなどの厳しい意見が多く出され、「清流を絶やそうとするすべての行為を排除し、豊かに恵まれたこの地を守りましょう」と決議しました。

NPOみなまとも、この問題について市民の皆さんとごいっしょに取り組んでいきたいと思ひます。



水俣の水を守る市民の集い

杉浦 竜夫（北海道大学経済学研究科博士後期課程）

前回、ここに書かせていただいたように今年の1月から3月まで、水俣地域のみなさんに聞き取り調査をおこなう機会を得た。今回は、そのお礼もかねて調査結果を報告させていただきたい。

☆調査の目的と「生活自由度」

私は、水俣地域が公害の被害をうけ、そして再生している様子を、経済学の立場からとらえたいと考えてきた。しかし経済学が扱う「被害額」などの考え方のみで、水俣地域に暮らすみなさんの日常生活がどのように変化してきたのかを具体的に知ることができるだろうか。そんな疑問から「日常生活のさまざまな様子」を経済発展の指標として考える「生活自由度」の考え方をもちいて地域のみなさんから話をうかがうことにした。「生活自由度」については後述したい。

今回、水俣病の明確な症状をお持ちの漁村地域の方63名と、明確な症状をお持ちでない172名の山間地域の方、合計135名の方にご協力いただいた。お話しいただいたのは、水俣病の発生前後と現在での、日常生活でのいろいろな場面がどんな様子だったのか、ということである。たとえば「イライラやストレスを感じることはありませんか?」「すぐに医師の診断が受けられましたか?」「お祭りなどに参加していましたか?」といった質問を約30項目用意した。こうした項目がたくさん達成できているほど、不自由のない生活がおくれていることになる。たとえ所得が多くても生活の自由度は低いかもしれないし、逆に収入がなくても生活自由度は高いこともあり得る。日常生活の豊かさに目を向けて経済発展の様子を測ろうとするのが「生活自由度」の考え方なのだ。

そして、昭和20年代半ばを中心にした水俣病の発生前（図中「水俣病前」）、昭和30年代後半中心の水俣病発生時期（同、「水俣病時期」）、現在の3つの時代区分で生活の様子をおたずねした。（私の聞き方がまずく、聞き取り時間をお一人から2、3時間も頂戴してしまった。）こうした質問を聞くなかで、当時のみなさんの様子がすこしずつわかってきた。項目ごとの特徴には大きく3つのパターンがあったので、そのパターンを模式的に表したグラフを示しながら説明したい。

☆身体・精神的な面にかかわる項目（図-1）

グラフは、質問の内容を何%の方が「できていた」のかを表している。水俣病発生前・発生時期・現在の3つの時期の区分において、これが高いなら、多くの方が日常生活に不自由を感じていないということになる。

まず「イライラがない」「病気になりにくい」「仕事に集中できる」「衣服のことで困らない」といった身体・精神的状況にかかわる質問では、やはり漁村地域は水俣病の発生時期に大変な困難を受けたことがわかる。そして、現在

に至っても多くの方が生活の中でこういった項目に不自由を感じているようだ。しかし、グラフに表れているように若干の回復の様子があることも事実である。こうした身体・精神面での回復の背景には水俣地域での医療・福祉でのケアの充実が関わっているのではないだろうか。

図1 身体・精神的な面にかかわる項目

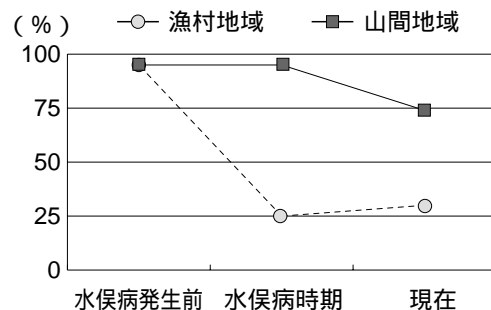
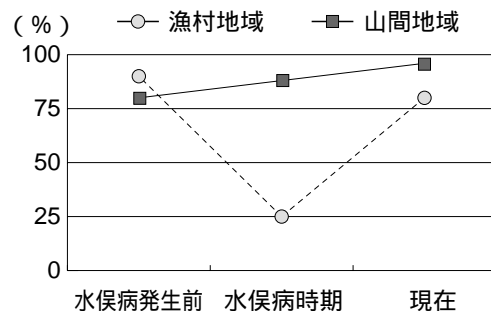
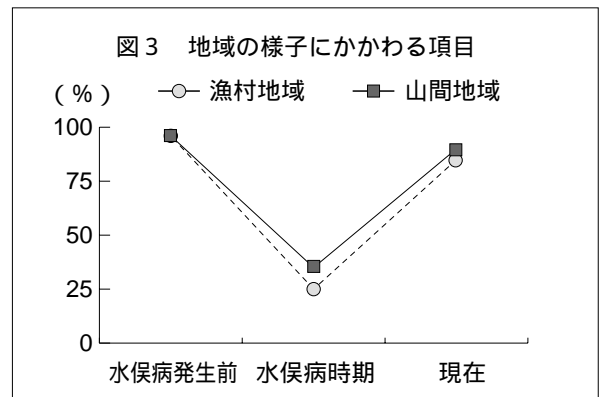


図2 収入や施設の整備にかかわる項目



☆収入や施設の整備にかかわる項目（前頁 図-2）

つぎに「迅速な医療を受けられる」「健康の予防や相談を受けられる」「栄養状態がよい」「交通で困らない」といった収入や施設にかかわる項目をみてみたい。山間地域では、経済成長に応じていわゆる 右肩上がりに達成率があがってきている。しかし、漁村地域では水俣病の発生時期に病気の影響から収入の減少が大きく、収入に左右される生活機能で大変な苦勞をされたことがわかった。しかし、現在では補償制度などから医療面は大変充実し、また交通事情もよくなっているため、こうした収入やインフラ整備にかんする項目では大きな回復が確認された。



☆地域の様子にかかわる項目（図-3）

「身近なトラブルに遭わない」「近所付き合いがある」「地域の活動に参加する」といった地域の様子に影響を受ける質問では、両地域ともに水俣病の時期に大変な苦難を受けたことがわかる。水俣病や安賃闘争による偏見や差別、わだかまりは、症状の有無・大小にかかわらず地域のみならずすべてに影響を与えたようだ。しかし、こういった項目は現在では大きな回復をみせている。両地域ともに達成率が高くなっていることは、地域への偏見やわだかまりがなくなりつつあることのあらわれでもあるだろう。

☆みなまたの潜在力

前回も書いたが、多くの困難を経た水俣では、医療・介護の面を中心として弱い立場の人々へのケアが進められており、また地域では人間関係に入ったヒビの修復が進められている。そのことが調査結果にはっきりと表れていた。水俣地域は、失われた生活の自由度を確実に取り戻しているのだ。私が言葉足らずのため膨大な調査結果を十分に紹介できなかったが、間違いなく言えることは、水俣地域には、苦難を乗り越え、さらにすばらしいまちになっていく潜在的な力があふれている、ということである。

「収入やインフラ整備にかんする項目」で触れたように、和解受け入れによる医療手帳の交付など補償制度によって生活機能の改善がみられた。しかし、棄却された方、申請されなかった方も多いと聞く。こういった人々の生活の様子がどのようになっているのかは、今回の調査では十分に調べることができなかった。だが、水俣地域では、地域福祉や在宅ケアといった、水俣病にかかわらず全ての人が同様の生活を享受できるしくみづくりがすすめられている。水俣はどんな人にも不自由のない生活を提供しようとする基盤が確立されつつある。前回述べた「進んだ都会」を強く感じる。やはり我々は、水俣地域から多くを学ばねばならないようだ。生活の自由度という新しい経済の考え方からみると、水俣は確かな社会へと発展しているのである。

なお、この調査結果は、6月26日に中部大学にて開かれた日本環境学会にて「水俣地域における生活自由度に関する現地調査報告」として発表させていただいた。また、9月末に広島大学で開かれる環境経済・政策学会にてさらに詳しい分析を報告予定である。

さいごに、今回の調査に協力していただいた水俣病被害者の会全国連絡会、NPOみなまた、水俣協立グループ、水俣病センター相思社、水俣病患者連合、水俣病患者連盟、平和会のみなさん、そして、お話をうかがったすべてのみなさんにこの場を借りてお礼申し上げます。調査結果もさることながら、お話を聞かせてくださったお一人お一人との出会いのすべてが私にとってはなによりの収穫だったし、これ以上ない人生経験となった。調査を無駄にしないためにもさらなる研究を進めるつもりである。

次回は、「生活自由度」がどのように崩されたのか、また支えられるべきなのかについて書いてみたい。

☆はじめに

この度はノーモアミナマタ環境賞（実施団体、「ノーモアミナマタ公害環境基金」水俣病訴訟弁護団が設立）を頂き、有り難うございました。

長年にわたる努力が報われた思いで一杯です。ミナマタの皆さんも50年にわたる闘いで大きな成果を上げられましたが、犠牲者の命は戻りません。犠牲者の魂を鎮めるため、環境改善とともに努力しましょう。

☆53回にわたって、

延べ58万カ所で測定を継続

2003年12月の測定で、累計6月がのべ34万5000カ所、12月は23万6000カ所、合計して、のべ58万カ所で測定しています。1974年から77年の準備期間を入れると、61万カ所以上になります。

☆科学的測定をめざして

カプセルを用いた測定は、吸着剤を滴下したろ紙をカプセル内に装着し、24時間に付着した二酸化窒素ガス（NO₂）の重量（ μg ）を化学的方法で計量します。これを濃度（ppm）に換算するため、東京都や区、市のザルツマン測定器の傍にカプセルを5個取り付けて、比較測定を実施してカプセルの値から濃度へ換算する係数を求めています。この係数は、測定日の気温や特に風速に依存するので、毎回必ず比較測定を実施しています。計測誤差は0.01ppm程度で、ザルツマン計と変わりません。

☆なぜ市民が測定するのか

東京都は現在、81カ所で大気汚染の常時監視を行っています。しかし、これらの測定値を普段目にする都民は殆どいません。NO₂の主な発生源である自動車の排気管（マフラー）は、地上30cmくらいです。そしてあちこち走り回るので、大変複雑な経路をたどって、私たちの所へ到達します。したがって、NO₂濃度の地上分布は極めて複雑です。東京都のデータが手に入っても、それは私たちが毎日吸い続けている空気の汚染度を代表していません。年に2回くらいは自分が吸い続けている空気の汚染を測っ

てみたいという要求が測定を長く続けている理由だと思っています。

☆約300団体、1万人が測定運動に参加

東京23区内では、16の区に実行委員会や連絡会が組織されています。最近では、多摩地域でも、八王子、日野、多摩市など9市に連絡会が出来ています。中央区のように30数団体が連絡会に参加しているところがあります。生協や全労済なども参加しています。これらの組織が1万カ所測定を支えています。



☆全国の大気汚染公害裁判を支援

大気汚染公害裁判は、千葉の青空裁判から大阪西淀川、川崎、尼崎、名古屋と点から線そして面へと発展し、連戦連勝を続けてきました。96年からはじまった東京大気汚染公害裁判に勝利することが私たちの大きな目標です。この裁判は、これまでの大気汚染公害裁判と違って、新しい都市型の大気汚染公害裁判です。公害認定患者原告の救済とともに、原告の三分之一を占める悲惨な状態に放置されている未認定患者の救済を目指しています。同時に、クルマ社会を裁く裁判でもあります。私たちは測定運動を通して、大気汚染の実態を明らかにして、この裁判に早期に勝利することがNO₂やSPM汚染を根本的に解決する早道と訴えて活動しています。



第4回NPOみなまた定期総会がNPOみなまた三階会議室にて、会員450名中245名（うち委任状221名）の出席を得て開催されました。

総会では2003年度活動総括及び2004年度方針、並びに2003年度決算と2004年度予算について議案書にもとづき審議が行われ、決定されました。

今総会は、介護事業所が4ヶ所となり職員も40名に増えたことを窺うような、職員の積極的な参加が目を惹きました。パワーポイントを活用しながら生き生きと報告する職員の姿は感動的でした。しかし、経営的には赤字決算となったこと、経理の不正が発覚するなど管理運営上の問題が今後に残され、厳しい総括となりました。このことを2004年度の焦眉の課題として方針化しました。

水俣病を含む環境問題では2年後に水俣病公式発見から50年目という歴史的な節目を迎えるあたり、水俣病の調査研究を引き続き重視して取り組むことを確認しました。



ソーメン流しに出かけました
(キトさん家)



スタッフの山下さんが結婚することに。
花嫁姿であいさつに来ました。(三郎の家)

介護日誌

104才のSさん（女性）は今年2月、野川の家にとられました。私たちスタッフは、余命1ヶ月と宣告された方を受け入れることに不安がいっぱいでした。でも、なぜか以前からここに來られることが決まっていたような不思議な「巡り合わせ」も感じました。

Sさんは散歩が大好きでしたので、ご家族、スタッフとでなるべくたくさんの外出の機会をつくるよう心がけていました。

4月、最後の外出となった三社祭。その頃は食事があまり喉を通らなくなっていました、あちこち見物されて、饅頭を2個、ぺろりと食べてスタッフを驚かせました。

4月末頃より寝たきりの状態になられましたが、懸命に生きようとされるSさんの姿にふれてスタッフのほう励まされ、精一杯、寄り添いお手伝いをしてきました。

そして6月18日の朝、スタッフの見守るなか、静かに旅立たれました。Sさんにはたくさんのことを教えていただきました。介護職としてともに生きることの難しさ、そして大切さ。Sさんは、「痴呆があっても、住み慣れた地域で暮らしたい」との思いを伝えてくださったのですね。

最後の場所に野川の家を選んでくださったSさんと、ご家族に心から感謝を申し上げます。Sさん、どうぞ安らかに。

野川の家管理者 百崎 星子





山紫水明美はしき水俣市

今、私の脳裏には種々の懐^{おも}ひが甦える。
知事貴方には仁の心がないのか…私は父から聞いている。
「忠興公は仁をもって治められた」と。
県債を発行してくれ、頼む…。国債をと知事は突き返す。熊本県と交渉するが進まない…。

12月、師走。正月を患者たちはどうして…。私は決断した。水俣へ行こう、患者を見舞おう。知事に土下座してでも県債を発行していただき、患者の皆さんに明るく正月を迎えてもらいたい。

患者の一人が私のネクタイを強く引いた。私は思わず涙がこみ上げてきた。

無意識に食べた魚が何というか詞がない。

山之内局長の自殺の報は私の頭が真っ白になり力が抜けて…。

夜、熊本県議会を表敬した。野球の友の温かい取りなしに救われた。夜中と言うのに議長はじめ議員の皆さまの温かい理解により満場一致での、県債発行の形を頂戴した。

何よりもまして有り難く嬉しき極みです。

省みて 道誇らかに 歩み来し
君のありせば 任なしたえぬ

北川 石松（元環境庁長官）

北川石松さんは1990年2月から12月の間、環境庁長官でした。当時は全国で水俣病裁判がたたかわれていました。裁判所の勧告で和解協議が始まり、原告団、原告弁護団、チッソ、熊本県は和解協議を重ねましたが、国は和解参加をかたくなに拒否していました。そのような中、北川さんは、90年12月、患者団体の要請に応じて水俣現地に足を運んでいただき患者の話を直接聞いてもらいました。また、明水園にも足を運ばれましたが、ネクタイを引っ張られたのはこの時のことです。

患者補償のために熊本県が県債を発行し、チッソに貸し付けていましたが、補償を完遂するためには新しい枠組みが必要な時でした。

このような状況だったので、環境庁長官の来水自体が大きなニュースになりました。

すでに政界は引退されていますが、NPOみなまた設立の時から何かと心配りをしていただき、今回原稿依頼をしたところ、快くご投稿いただきました。

活動日誌（2004年4月～7月）

NPOみなまた

- 4月30日 NPOみなまた第8回理事会
- 5月9日 だご汁会、母の日の祝い
- 14日 NPOみなまた第9回理事会
- 23日 NPOみなまた第4回定期総会
- 6月1日 熊本県からの視察受け入れ（野川の家）
- 8日 沖縄医療生協視察受け入れ
- 16日 NPOみなまた事務局会議

関係団体

- 4月20日 水俣病被害者の会世話人会
- 30日 ノーモアミナマタ環境賞授与式
- 5月1日 水俣病犠牲者慰霊式
- 6月1日 第29回公害被害者総行動（～2日・東京）
- 5日 ふれあい健康まつり
- 23日 水俣協立病院30周年祝賀会
- 27日 水俣の健康と水を守る会発足会
- 7月16日 水俣病被害者の会、三団体で環境庁申し入れ

~~~~~* 書籍の紹介 *~~~~~

「痴呆の哲学」

－ぼけるのが怖い人のために－

大井 玄著（弘文堂、1890円）

ふれあいの家の様子が紹介されています。
ぜひお読みください。

ご入り用の方は当法人事務局までご連絡
ください。

編集後記

今回は環境問題に集中してしまいました。
少々堅苦しい感もありますが、ご一読いただきご意見をいただければ幸いです。